

第16回長野地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成20年6月3日午後3時から午後5時30分まで

2 場所

長野地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 太田さやか, 落合勤, 北村きぬ子, 小林邦一, 小林照幸, 関安雄, 高森高德, 原田三枝子, 安井久治, 米田保晴, 和田清二 (50音順, 敬称略)

(オブザーバー) 宮永忠明裁判官, 若麻績咲子民事首席書記官, 小池新吉刑事首席書記官, 中村富二男民事次席書記官, 佐原康男民事訟廷管理官, 原正悟民事主任書記官, 入子福司地方裁判所事務局長, 稲葉勉地方裁判所事務局次長, 工藤敏之家庭裁判所総務課長, 畠山隆家庭裁判所総務課課長補佐, 石田晴彦家庭裁判所総務課庶務係長

4 テーマ

労働審判制度について

5 議事

(1) 開会の言葉 (工藤家裁総務課長)

(2) 議事の進行について

■ 本日の委員会の報道関係者による取材につき, 承認した。

■ 報道関係者による写真及びテレビ撮影につき, 許可した。

○ 裁判員裁判において使用する評議室と法廷内の機器の準備が整ったので, それをまずご覧いただき, その後, 本日の議題である労働審判制度の議事を進行していきたい。 (委員長)

○ 異議なし。

(3) 評議室及び裁判員裁判法廷内の機器の説明 [説明 (横川刑事主任書記官)]

(4) 裁判員制度の広報活動についての説明 [説明 (工藤家裁総務課長)]

(5) 労働審判制度について

- ア 労働審判制度の概要について〔説明（宮永裁判官）〕
- イ DVD「労働審判手続の概要」の視聴〔説明（若麻績民事首席書記官）〕
- ウ 長野地裁での利用状況について〔説明（若麻績民事首席書記官）〕
- 長野地裁管内における労働審判事件手続は、運用としてはまずまずとの印象である。これまでの説明を受けて質問等お伺いしたい。（委員長）
- 具体的な事件において、労働審判員の指定はどのように行われているのか。また、どのような方が労働審判員に推薦及び任命されているのか。（米田委員）
- 労働審判員の指定については、労働審判員のリストを作成し、順番に指定している。当事者と利害関係がある場合などは、順序を入れ替えることもあるが、基本的には順番に指定するという取扱いである。推薦及び任命については、最高裁において、労働者側、使用者側の各団体等に一括して推薦を依頼し、推薦を得た中から任命している。（若麻績民事首席書記官）
- 具体的には、労働者側については労働組合の役員の方などが、使用者側については現に企業で労務を担当している取締役の方などが労働審判員に任命されている。（宮永裁判官）
- 審判に対する異議により手続が訴訟に移行した場合、労働審判を担当した裁判官と同じ裁判官が訴訟も担当するということはあるのか。（太田委員）
- あり得る。（宮永裁判官）
- 割合としてはそれほど多くないと思われるが、それについて裁判官の事務分配上何か調整等を行っているか。（委員長）
- 行っていない。（宮永裁判官）
- 同じ裁判官が担当するのはよくないという印象か。（委員長）
- 当事者が、同じ結論が出ると思ってしまうのではないか。（太田委員）
- 申立手数料はいくらか。（落合委員）
- 労働審判における申立手数料は、訴訟事件の半額である。

(若麻績民事首席書記官)

○ 具体例を挙げると、訴訟事件の訴額が160万円の場合、訴訟における申立手数料は1万3,000円となるが、労働審判における手数料は6,500円となる。訴額が上がればそれだけ手数料も上がる。(佐原民事訟廷管理官)

○ リーフレットによると、労働事件については様々な解決への道が用意されているようだが、どの手続を選ぶか判断するのはなかなか難しいようにも思われる。簡易裁判所の調停に似ているとの印象を受けたが、大きな違いというのは、労働審判制度においては、労働関係の専門家が加わっている、スピーディーに審理が行われる、という理解でよいか。(落合委員)

○ 大きな違いとしては概ねそのとおりであるが、他には何かあるか。(委員長)

○ 労働審判においては、まず調停を試みて、調停が成立しない場合には必ず審判をして結論を出すのに対し、調停においては、調停に代わる決定という制度はあるものの、これをするかどうかは任意であり、しないケースの方が多いという点が大きな違いの一つとして挙げられる。(宮永裁判官)

○ 行政機関の行う労働委員会というものがあるが、これと労働審判制度の違いはどういった点にあるのか。(落合委員)

○ 労働委員会は、主として集団的な労働関係の紛争を取り扱う委員会であり、昭和20年代から行われている制度であるが、個別的な労働関係の紛争に特化してこれを解決する制度というものがなかったことから、平成13年に都道府県の労働局のあっせん制度というものができ、その後平成18年から労働審判制度が始まったということである。(宮永裁判官)

○ 労働紛争の件数が増えていることもあり、労働委員会でもごく一部だが個別的な紛争も取り扱っているようである。したがって、当事者が紛争の解決を求める先は労働局と地方労働委員会と労働審判制度の3つがある。地方労働委員会が扱うのは集団的なものが主だが、個別的なものも持ち込まれれば取り扱っている。(関委員)

- 割合としては集団的な紛争が多いのか。 (委員長)
- そうである。なお、取り扱う件数が多いのは労働局である。 (関委員)
- リーフレットについて、裁判所としてはわかりやすく作っているつもりだが、問題点はないか。 (委員長)
- 申立先として三つの機関があり、手続の選択肢も複数となると、申立をするときに当事者は何を基準に申立先及び手続を選択すればよいか迷ってしまうのではないか。 (落合委員)
- 申立費用と審理期間ということになるのではないか。 (関委員)
- 裁判所としては手続について説明することはできるが、当事者にとってどれが最良の選択であるかというところまでは提示できない。

平易な言葉を使って誰にでもわかりやすいように作っているが、リーフレット自体に特に問題点はないか。 (委員長)
- 労働審判において調停成立を試みる段階では、当事者に対しかなり強く説得するなど、成立に向けた働きかけを積極的に行っているのか。 (和田委員)
- 当事者、事案によってそれぞれだと思うが、積極的な説得、働きかけを行うこともある。感情的になっている当事者も多いことから、理性的、合理的な解決を目指すよう説得するというようなことが多いように思われる。 (宮永裁判官)
- 調停委員としての観点からすると、労働審判員は専門家であるからその意見は説得力があるのだろうが、DVDを見る限り、調停委員に比べてかなり強く説得しているとの印象を受けた。 (原田委員)
- 使用者側、労働者側双方の専門家としての審判員2名、それに審判官が加わった3名により導き出された解決策であるから、妥当なものとして強く説得するということもあるのではないか。 (委員長)
- そのとおりである。労働審判員は、組織、労務管理等しっかりとした企業から選ばれているのに対し、当事者となる企業によっては労務管理がずさんなところもあることから、審判員による問題点の指摘が当事者にとってはかなりの説得力

を持つものとなる。このように労働関係の実務に照らした説得ができるという点も労働審判制度の大きなメリットの一つであると言える。（宮永裁判官）

○ 資料を見ると、申立人のみ代理人弁護士を付けた件数、申立人相手方双方が代理人弁護士を付けた件数が出ているが、相手方のみ代理人弁護士を付けた事件はないということか。（米田委員）

○ 相手方のみ弁護士を付けた事件は、平成20年2月末日現在で、長野では全体の約30パーセント、全国的には全体の約9パーセントとなっている。ただ、今回の資料は申立人に焦点を当てて作成した統計表であるため、相手方のみ代理人弁護士を付けたケースについては計上していない。（若麻績民事首席書記官）

○ 弁護士の付くケースが少ないというのが長野の特徴のようだが、弁護士を付けないことによる具体的な弊害等はあるのか。また、このような状況になっている原因はどこにあるのか。（米田委員）

○ 労働審判制度は期日が3回に限られていることから、労働審判委員会は第1回期日前に紛争の内容、争点等を把握する必要がある。このため当事者は申立書、答弁書等について法定の記載事項等を詳細かつ正確に記載しておかなければならない。このような書類作成については専門家である弁護士を付けることのメリットは大きいと考えられるが、実際の審理においては本人から事情を聞くことも多く、代理人弁護士の有無により円滑な期日進行に影響が出ることはないという印象である。

次に、弁護士が付くことが少ない原因についてであるが、一般的に都会よりも地方の方が弁護士の数が少なく、人口1人あたりの弁護士数も少ないということが原因の一つとして挙げられる。加えて、長野の労働審判事件においては比較的訴額が少額の事件が多く、弁護士を付けても引き合わないことから、弁護士を付けずに申立をする当事者が多いことも挙げられる。ただ、弁護士が付かない原因については、裁判所で把握しきれない部分もあり、あくまで推測であると言わざるを得ない。（宮永裁判官）

- 弁護士が付かない理由について説明するのはなかなか難しいが、一つには労働審判制度が浸透していないということがあると思われる。これまでは伝統的に、労働問題については労働基準監督署に行くことを勧めたり、組合団体に掛け合うことを勧めたりということが多かったが、今後は弁護士会としても労働審判制度を内外に宣伝していきたい。(和田委員)
- 相手方つまり企業側のみ弁護士が付いた場合、弁護士の付いていない申立人はどうしても気後れする、あるいは弱い立場に置かれるのではないか。企業によっては顧問弁護士がいる、法務部が対応するということも考えられ、費用面も含め大きな組織としての企業と、それに対する申立人とではどうしても不公平感が拭えない。(米田委員)
- 宣伝については、裁判所では窓口リーフレットを備え付けており、制度が始まる時には様々な広報活動を行った。(委員長)
- 説明会の実施、裁判所ホームページへの掲載のほか、最高裁の月毎の広報テーマとしても平成18年、同19年にそれぞれ1回ずつ取り上げられている。(若麻績民事首席書記官)
- 裁判員制度の広報活動がメインとなり、陰に隠れてしまっているのではないか。(小林(照)委員)
- 法の日週間等の法律相談では労働事件の相談はできないのか。(原田委員)
- 法の日週間での法律相談においては、労働事件についても相談を受け付けている。説明を求められればそれに応じている。(佐原民事訟廷管理官)
- 管轄が長野地裁本庁だけという運用は今後変わる予定はないのか。(和田委員)
- 長野地裁限りで決めていることではないので何とも言えない。(委員長)
- 裁判員制度が大きく取り上げられ議論されているのに比べて、同様に新しい制度である労働審判制度についてはあまり認識されていないのではないか。(落合委員)

- 裁判員制度、ADR等とともに司法制度改革の一環として導入された労働審判制度であるが、制度の定着という方向に向けて現在も進行中であると考えている。
(委員長)
- どのように解決が図られるのかといった労働審判事件に関する事例等を公表することはできないか。
(和田委員)
- 個別具体的な事件の内容を公表することは難しい。
(委員長)
- 平均審理期間が75日と短いことや7割が調停により成立していることなどをPRすることで、「なるほど、このような解決手段があるんだ」という認識が広まるのではないか。昨今の経済情勢からすれば、申立をしたいと考える人は少なくないと思われる。
(落合委員)
- 将来的には、裁判所が労働事件の解決の牽引役となっていくことを期待したいが、やはり何らかの形で情報のフィードバックがあるとよいのではないか。
(和田委員)
- 企業の経営者はこういう制度があることは大体把握していると思う。
(関委員)
- 経営者側の立場として、企業の側から従業員に対して制度を知らしめるようなことはしているか。
(米田委員)
- 労働紛争においては、働く側だけでなく企業側にも何らかの問題があるケースが多いと認識している。我々のところにも相談が多数寄せられているが、最近では労働組合の有無に関わらず個別労働問題が増加している。合同労組に相談する者もいるとのことである。
(関委員)

6 次回期日

- 平成20年12月5日(金)午後3時

7 次回議題

- 裁判員制度について

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項